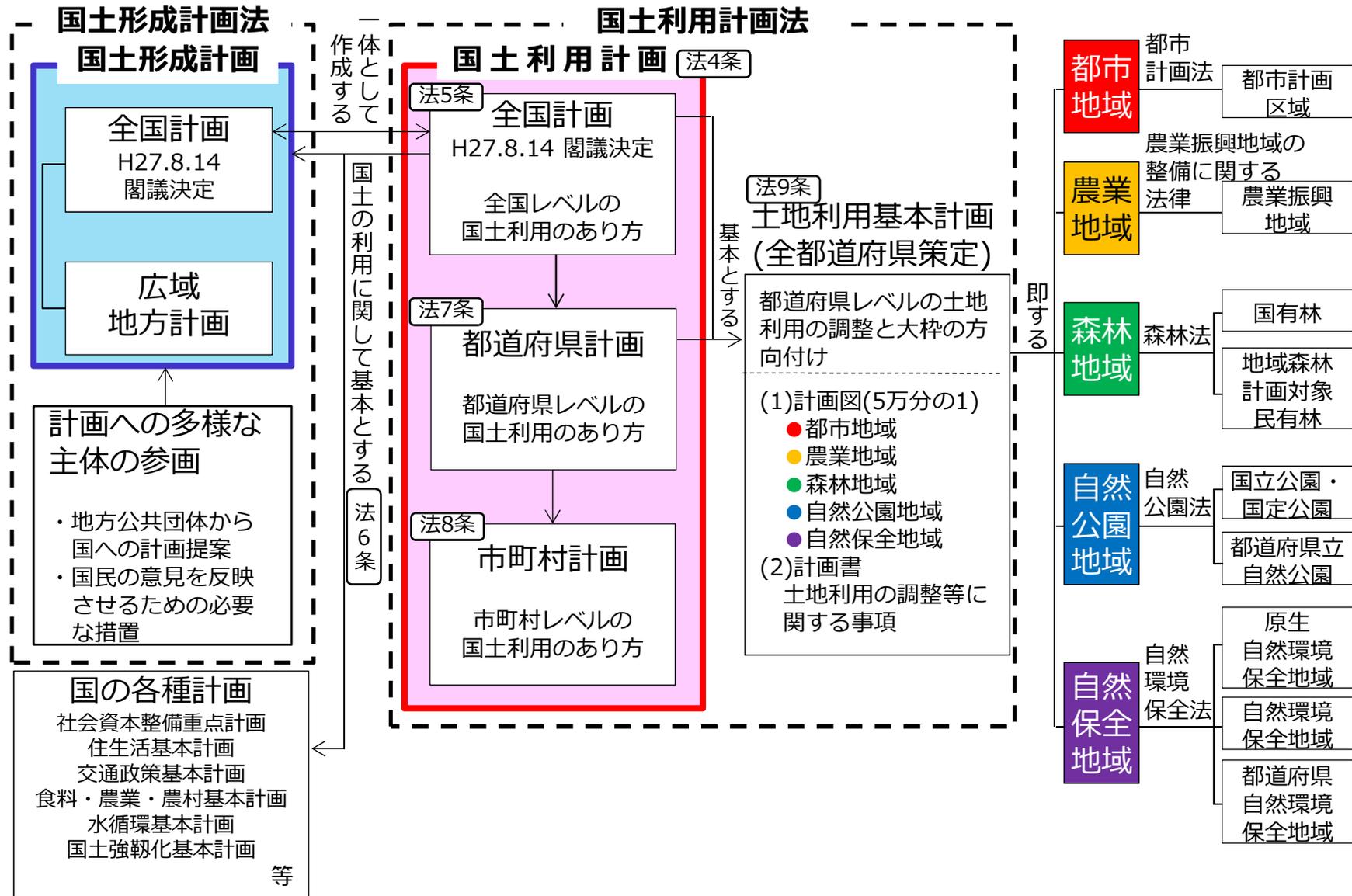


【国土利用計画】  
国土利用の新たな方向性について

---

1	国土利用計画法の体系	p. 2
2	国土利用計画の意義と改定の考え方	p. 3
3	国土利用をめぐる課題の変遷	p. 5
4	御議論いただきたい事項（5の概要）	p. 6
5	将来に向けた国土利用の新たな方向性	p. 9
	（1）DXを前提とした国土利用	
	（2）課題横断的な解決手法としての管理構想の推進	
	（3）地域社会全体の持続性を重視した国土利用	
	（4）地理的条件による災害リスクを踏まえた国土利用	
	（5）危機への備えを最優先とする国土利用	

# 1 国土利用計画法の体系



## 2 国土利用計画の意義と改定の考え方

### (1) 国土利用計画の意義

- ・ 国土利用計画は、国土利用計画法に基づき「総合的かつ計画的な国土の利用を図る」ことを目的として定める「国土の利用に関する計画」とされている。
- ・ これを具体的に見ると、国土の利用は、国民等のそれぞれの利益を反映した公私にわたる多様な活動であることから、国土利用計画は、
  - ① 国土の利用をめぐる国民の利益を総合的に衡量して、公共の福祉を優先する観点から全体最適を実現する国土利用のあり方を示すとともに、
  - ② 国民等の短期的な利益のみが追求された場合には、自然環境に代表されるような子々孫々にわたって継承すべき国土の恵沢が損なわれる虞があることから、国土がもたらす恵沢を確保する計画的な国土利用の方向性を示すという意義を有するものといえる。
- ・ また、国土の利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件の影響を大きく受けるものであることから、国土利用計画法においては、国土利用計画はこれらの諸条件に「配意して」策定することとされているが、配意することと、諸条件の趨勢を単純に反映することとは異なるものと考えられる。
- ・ すなわち、国土形成計画においては、これらの諸条件を維持向上させる国土づくりの中長期的な方向性が示されるのであって、国土利用計画は、国土形成計画と「一体のものとして定める」(国土形成計画法第6条第7項) ことにより、将来に向けた国土利用のあり方を示していくことも求められる。

## 2 国土利用計画の意義と改定の考え方

### (2) 国土利用計画の改定の考え方

(1)で述べた計画の意義を踏まえ、国土利用計画については、

1. 新たな国土形成計画で示された国土像の実現に向けて国土づくりが進展した場合に、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件がどのように変容するかを想定した上で、それと調和した形で、将来に向けた新たな国土利用のあり方を示していく必要がある。
2. また、それ以外にも、国土利用自体をめぐって大きな情勢の変化があったり、欠けている視点があったりした場合には当然、必要な改定を行うことになる。
3. 一方、国土の利用をめぐる情勢に大きな変化がなかったとしても、国土利用の前提となる技術や仕組みが変化する(すべき)場合には、国土利用計画についても新たな前提の下で記述全体の見直しを行う。
4. さらに、現行の国土利用計画の方向性に沿った取組が進捗し、国土の利用をめぐる課題解決に寄与しているときは、方向性自体は見直す必要はないが、必要に応じて、今後の取組に向けて更に検討すべき論点等を追加的に示す。
5. 上記1.～4.に共通する視点として、関連分野において課題が深刻化したり、新たな政策目標が生じた場合においても、国土利用において単純にそれらを追求するのではなく、常に全体最適を実現する観点から国土利用の方向性を示す。

### 3 国土利用をめぐる課題の変遷

	第一次 国土利用計画 昭和51年（1976年）	第二次 国土利用計画 昭和60年（1985年）	第三次 国土利用計画 平成8年（1996年）	第四次 国土利用計画 平成20年（2008年）	第五次 国土利用計画 平成27年（2015年）
主な課題	①土地需要の量的調整 ②安全、自然環境等への配慮	①土地需要の量的調整 ②国土利用の質的向上	①土地需要の量的調整 ②国土利用の質的向上	①土地需要の量的調整 ②国土利用の質的向上 ③国土利用の総合的なマネジメント	①国土管理水準等の低下 ②自然環境と美しい景観等の悪化 ③災害に対して脆弱な国土
主な基本方向	○農用地 ・食用農産物総合自給率の向上を目標として必要な農用地の確保と整備 ○森林 ・公益的機能を総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保と整備 ○住宅地 ・人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等に対応しつつ、必要な用地の確保 ○工業用地 ・工業生産の増加に必要な用地の確保 等	①土地需要の量的調整 ・都市的土地利用について、土地の高度利用を促進することによりその合理化及び効率化を図る ・自然的土地利用については、適正な保全を図る ②国土利用の質的向上 ・安全性強化のため、水系の総合的管理、森林のもつ国土保全機能の向上、地域の安全性の向上を図る	①土地需要の量的調整 ・都市的土地利用について、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進することによりその合理化及び効率化を図る ・自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る ②国土利用の質的向上 (1)安全で安心できる国土利用の観点からは、国土の安全性を総合的に高める (2)自然と共生する持続可能な国土利用の観点からは自然のシステムにかなった国土利用を進める (3)美しくゆとりある国土利用の観点からは、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑資源の確保等を進める	①土地需要の量的調整 ・都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図る ・自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る ②国土利用の質的向上 (1)安全で安心できる国土利用の観点からは、国土の安全性を総合的に高めていく (2)循環と共生を重視した国土利用の観点からは、自然のシステムにかなった国土利用を進める (3)美しくゆとりある国土利用の観点からは、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保等を進める ③国土利用の総合的なマネジメント ・地域の実情に即して国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことを期待	①適切な国土管理を実現する国土利用 ・都市機能や居住の集約化、低未利用地や空き家の有効利用、優良農地の確保、森林の整備・保全等 ②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用 ・生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用等 ③安全・安心を実現する国土利用 ・土地利用の適切な制限、居住誘導、ライフライン等の多重性、代替性の確保等 ④複合的な施策の推進と国土の選択的な利用 ・自然と調和した防災・減災の促進等 ⑤多様な主体による国土の国民的経営 ・地域主体の取組の促進等

## 4 御議論いただきたい事項(5の概要)

- これまでの計画部会における議論や、現下の社会経済情勢等を踏まえ、新たな国土利用計画においては、将来に向けた新たな国土利用のあり方として、次の(1)、(2)の方向性を示すこととしてはどうか。
  - (1) DXを前提とした国土利用 (P9)
    - ・ 現行の国土利用計画で示されている国土利用の方向性は「リアル」のみを念頭に示されており、デジタル化の進展が織り込まれたものとはなっていない。
    - ・ 今後は、デジタル化の進展による課題の解決が社会のあり方、そして国土のあり方を変えていく中で、人口減少による国土管理水準の低下への対応についてもそのような前提で考えていく必要がある。換言すれば、デジタル田園都市国家構想が実現した国土における土地の利用と管理のあり方を考えなければならない。
    - ・ 例えば、デジタル空間を前提とした地域生活圏によって、地方での生活を維持・継続していく上では、その土台となる土地の利用・管理についても(2)の「管理構想」の検討等を通じてデジタル化の進展に対応した徹底的な管理の充実を図る必要がある。
  - (2) 課題横断的な解決手法としての管理構想の推進 (P10、P11)
    - ・ 現行の国土利用計画で「国土の適切な管理」という基本的な方向が打ち出され、その方向に基づき令和3年に「国土の管理構想」を策定。【資料2-2 p4~p5参照】
    - ・ 今後は中山間地域の集落等を重点的に、全国津々浦々でまず地域管理構想を策定し、国土利用をめぐる諸課題の横断的な解決に向けた取組を実行に移していくことが肝要。
    - ・ 一方で、市町村管理構想や地域管理構想のベースとなる国土利用計画（市町村計画）を策定している市町村数は半数に満たない。これは計画に記載された方向性を実現する具体的な方策が不足していることも大きいものと考えられる。
    - ・ このため、市町村計画とその方向性を実現する具体的な方策となる管理構想について、一体的に推進すべき旨を国土利用計画（全国計画）に位置づけるとともに、この新たな全国計画に沿って制度化を図るなど管理構想の更なる推進方策を検討する。

## 4 御議論いただきたい事項(5の概要)

○ その他、次の(3)～(5)に示したとおり、対応の方向性を強化・発展させていく必要があるのではないか。

### (3) 地域社会全体の持続性を重視した国土利用 (P12～P15)

- ・ 自然環境・景観については、開発行為や自然の利用・管理の縮小等の影響により悪化し続けており、気候変動による悪影響も確認。
- ・ また、2050年カーボンニュートラルや「30by30」(2030年までに陸域及び海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す目標)といった新たな政策目標が設定されたところであり、国土利用の面からも取組を進める必要。
- ・ 一方で、地方部では地域社会自体の衰退が懸念されていることから、新たな政策目標を単純に追求するのではなく、地域社会全体の持続性を重視する観点から、様々な要素を衡量した上で土地利用転換を柔軟に行い、国土利用の最適化を図る。

#### < 土地利用転換の例 (イメージ) >

- 人口減少等により生み出された空間的余裕としての低・未利用地等を土地の履歴や周辺の土地の利用状況など土地の条件に応じて、OECM (保護地域外の生物多様性保全に資する地域) として保全・再生する。
- 災害高リスク地域を対象とした土地利用制限等を通じて生まれた空間的余裕としての土地を対象に、Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災) として有効な河畔林帯や湿地等の自然の再生や雨水貯留施設等の整備を行う。
- 改正温対法の促進区域への再生可能エネルギー関連施設の立地を促進するなど、2050年カーボンニュートラルに対応し、地域における環境・経済・社会の統合的向上を志向する地域循環共生圏 (ローカルSDGs) とも調和のとれた土地利用を進める。
- 地域全体の土地利用を俯瞰し、多様な要素を総合的に衡量しつつ、新たな産業集積など地域の生活・経済の持続性確保に向けた都市的土地利用への計画的な転換を図る。

## 4 御議論いただきたい事項(5の概要)

### (4) 地理的条件による災害リスクを踏まえた国土利用 (P16)

- ・ 現行の国土利用計画に基づき、災害リスクの高い地域での土地利用、建築物の用途等の制限や、低リスク地域への移転促進について、制度・予算の両面で取組が進められている。
- ・ 一方、人口減少が急激に進行し、既存インフラの維持・保全管理がより困難になっていく中で、今後はより多くの人により災害リスクの低い土地に居住し生活することが重要。
- ・ その際、地域固有の事情も存在すると考えられることから、居住地の地理的条件、近隣の低リスクの低・未利用地の賦存状況、住民の社会経済活動の継続性、コンパクト+ネットワークのまちづくり等の要素も総合的に衡量して、災害レッドゾーンの指定等やそれに沿った防災・減災対策を講じ、管理構想と立地適正化計画との連携等を通じてその効果的な推進を図るとともに、その効果を人口動態により評価するなど、居住人口の低減には中長期的に取り組んでいく。

### (5) 危機への備えを最優先とする国土利用 (P17)

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震等においては、首都圏をはじめ、太平洋側の人口・産業の集積地域に甚大な被害が想定されている状況。
- ・ このことについて、現行の国土利用計画では、「経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップ」などが盛り込まれているが、そのための国土利用を優先するとまではされていない。
- ・ 国土利用の全体最適を図るに当たって、危機への備えに資する国土利用が最重要要素として考慮されるべきであり、国民生活及び国民経済に重要な役割を果たす機能の補完・分散といった危機への備えが優先される国土利用の方向性を示していく。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (1) DXを前提とした国土利用

- ・デジタル技術の進展は、人々の日常生活や経済活動等について、「デジタル空間」で充足できる領域を急速に拡大。
- ・このことは、急速な人口減少と高齢化に直面している地方部にとって、都市部との差を縮めるチャンスであり、既に、交通、物流、教育、医療・福祉、農林漁業など、幅広い分野で社会実装が進んでいる。
- ・一方、現行の国土利用計画で示されている国土利用の方向性は「リアル」のみを念頭に示されており、デジタル化の進展が織り込まれたものとはなっていない。
- ・新たな国土形成計画については、デジタル空間を前提として国土づくりを進めていくこととし、デジタルとリアルを組み合わせる（融合する）ことで、豊かで活力ある国土・地域を実現していく計画とする方向性で検討している。
- ・今後は、デジタル化の進展による課題の解決が社会のあり方、そして国土のあり方を変えていく中で、人口減少による国土管理水準の低下への対応についてもそのような前提で考えていく必要がある。換言すれば、デジタル田園都市国家構想が実現した国土における土地の利用と管理のあり方を考えなければならない。
- ・例えば、デジタル空間を前提とした地域生活圏によって、地方での生活を維持・継続していく上では、その土台となる土地の利用・管理についても(2)の「管理構想」の検討等を通じてデジタル化の進展に対応した徹底的な管理の充実を図る必要があるのではないか。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (2) 課題横断的な解決手法としての管理構想の推進

地域の土地の利用・管理と地域づくりに係る課題を横断的に解決する手法として、地域ごとの実情に即した管理構想の取組はどのように進めるのが効果的か。

#### ① 課題横断的な解決手法としての管理構想

- ・ 地理的条件による災害リスクも踏まえつつ、地域社会全体の持続性を重視した国土利用を実現するためには、地域ごとに、その地域の土地利用を俯瞰し、土地利用の転換を柔軟に行うことも含めて、利用の最適化を図ることが求められる。
- ・ これらの課題の解決に向けては、「地域の現状把握・将来予測を踏まえ、土地利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、方向性を示す」市町村管理構想・地域管理構想の取組が横断的な解決手法として有効。
- ・ また、市町村・地域が防災の観点も踏まえて土地の利用・管理を検討する際は、都道府県が広域調整の観点から関与することが期待されるが、関与に当たって都道府県管理構想を活用することも考えられる。
- ・ さらに、D Xの観点からも、管理構想の検討、策定、実践等のあらゆる局面においてデジタル技術の活用を促進することにより、土地の利用・管理の現状把握、全体調整、モニタリング等の要素を共通化することができ、土地利用の最適化に寄与。
- ・ このため、中山間地域を重点的に全国津々浦々でまず地域管理構想を策定し、国土利用をめぐる諸課題の横断的な解決に向けた取組を実行に移していくことが肝要。

#### 【留意点】

- ✓ 一方で、(5)の危機への備えを最優先とする国土利用の観点からは、地域の利害を超えた調整も必要。国土の利用・管理に関する全ての課題を管理構想により解決するというのではなく、国家的視座からの国の積極的な関与と管理構想との適切な役割分担が重要ではないか。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (2) 課題横断的な解決手法としての管理構想の推進

#### ② 現在の取組状況

- ・令和3年3月には長野県長野市中条地区において地域管理構想のモデル事例が先行的に構築。更なるモデル事例の構築に向け、令和3年から次の市町村・地域において管理構想のモデル調査を実施中。本年度も新規地区を拡大しながら実施する予定。

【市町村管理構想】愛知県東栄町、福岡県うきは市、【地域管理構想】山形県天童市（田麦野地区）

#### ③ 新たな国土計画への位置づけと更なる推進方策の検討継続

- ・市町村管理構想や地域管理構想のベースとなる国土利用計画（市町村計画）を策定している市町村数は半数に満たない。これは計画に記載された方向性を実現する具体的な方策が不足していることも大きいものと考えられる。
- ・このため、市町村計画とその方向性を実現する具体的な方策となる市町村管理構想や地域管理構想について、自治体等への必要な支援により、一体的に推進すべき旨を国土利用計画（全国計画）に位置づけるとともに、この新たな全国計画に沿って制度化を図るなど管理構想の更なる推進方策を検討することとしてはどうか。
  1. モデル調査の成果の横展開に向けて、支援の更なる充実を図るとともに、新たな課題である土地利用転換、災害リスク、DX等に重点化したモデル事例の構築を促進する。
  2. モデル調査を通じ、現場において管理構想を推進する上での制度的な課題・ニーズを抽出し、その結果に応じて、有識者も交えて制度面の検討等を行う。
  3. 農村RMOや中山間地域等直接支払制度等の関連施策と一体的に取り組まれることで、管理構想に相乗効果が生ずるよう、また、現場の負担をできる限り軽減し、現場が取り組みやすいものとなるよう、関係省庁間、自治体の関係部局間の連携を構築する。
  4. 管理構想の取組に資する人材の育成や、管理構想の策定に当たって専門家からの助言を受けられる仕組みづくりを検討する。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (3) 地域社会全体の持続性を重視した国土利用

#### ① 地球規模の環境の危機と新たな政策目標

- ・現在、地球規模の環境の危機が訪れており、プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）の9つの指標のうち、気候変動のほか、生物圏の一体化（生態系と生物多様性の破壊）、土地利用変化及び生物地球化学的循環の妨げ（窒素とリンの生物圏への流入）について限界値を超えているとされている。これらを背景として、持続可能な開発目標（SDGs）を提示する「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、平成27年9月に国連総会で採択。
- ・とりわけ気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は我が国にも例外なく及びうるものであり、自然災害のリスクを増幅させることが懸念。平成27年12月に採択されたパリ協定では、今世紀後半にカーボンニュートラルを目指すこととされ、我が国においても、令和2年10月に菅首相（当時）が、第203回国会の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラルを宣言。
- ・このため、新たな国土形成計画の検討においても、カーボンニュートラルが達成された2050年の国土像と、それに向けた対応の方向性を提示したところ。
- ・また、生物多様性の損失に関しては、昨年6月のG7サミットにおいて、「30by30」（2030年までに陸域及び海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す目標）が合意され、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）でも目標として検討されている。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (3) 地域社会全体の持続性を重視した国土利用

#### ② 新たな政策目標と国土利用

- ・ ①で述べた政策目標の実現に向けて、国土利用の面からも取組を進める必要がある。これらの取組は都市部、地方部の両方で進めるべきものであるが、特に、生態系ネットワークの形成・拡大の観点からは、地方部での取組を強力に推進することが重要であると考えられる。
- ・ 一方で、地方部では、急激な人口減少と高齢化により、地域社会自体の衰退が懸念されていることから、新たな政策目標については、国土利用において単純に追求するのではなく、地域社会全体の持続性を重視する観点から様々な要素を衡量し、国土利用の最適化が図られる必要があるのではないか。これは、地域における環境・経済・社会の統合的向上を志向する地域循環共生圏（ローカルSDGs）の考え方とも整合するものと考えられる。

#### ③ 地域社会全体の持続性を重視した土地利用の柔軟な転換

- ・ 地域社会全体の持続性を重視する観点から国土利用の最適化を図るに当たり、必要となるのは、土地利用の効率性や周辺の持続的な土地利用等を確保しつつ、現況の土地利用区分に必ずしも囚われず土地利用の転換を柔軟に行うことではないか。
- ・ この点、現行の国土利用計画では、都市的土地利用への転換を念頭に、土地利用の可逆性が低いこと等から「土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要」としているのみであるが、今後はむしろ、自然的土地利用への転換を中心に、集落移転や新たな産業集積も含めて、より積極的な方向性を打ち出してはどうか。

# 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

## (3) 地域社会全体の持続性を重視した国土利用

《 取組の例（イメージ） 》

### 低・未利用地の自然再生地への転換

- 30 by 30の実現に向け、従来の自然公園、自然環境保全地域等の区域拡張や管理の充実に加えて、全国に賦存するOECM（保護地域以外の生物多様性保全に資する地域）についても積極的な保全を図る必要。
- 更には、人口減少等により生み出された空間的余裕としての低・未利用地等についても、土地の履歴や周辺の土地の利用状況など土地の条件に応じて、OECMとしての再生を推進し、自然の効用を地域に還元することが重要ではないか。



低・未利用地の建築物除却

出典：国土交通省 国土審議会  
土地政策分科会特別部会とりまとめ参考  
資料P19



地域本来の植生の回復

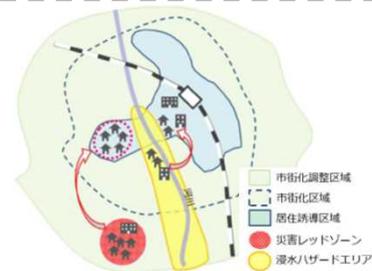
出典：埼玉県HP くぬぎ山地区の自然再生  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/kunugiyama-chikugaiyou.html>)

### 災害高リスク地域における Eco-DRRの実装等

- 災害高リスク地域を対象とした土地利用の制限等を通じて生まれた空間的余裕について、土地の条件に応じて、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）としても有効な河畔林帯や湿地、防潮林帯等の自然の再生や、雨水貯留施設等の整備に取り組むことも重要ではないか。

#### 【留意点】

- ✓ Eco-DRRの実装に当たっては、地域社会全体の持続可能性を確保する観点から、既存の防災インフラとの間で、防災効果や維持管理・更新、被災後の復旧等に係るコスト等について比較を行う必要があるのではないか。



災害ハザードエリアからの集落の移転

出典：国土交通省 都市局 防災移転支援  
計画制度の概要 P2



遊水機能を持つ湿地帯の確保

出典：国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所HP  
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/00153.html>)

# 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

## (3) 地域社会全体の持続性を重視した国土利用

《 取組の例（イメージ） 》

### 改正温対法の促進区域への再生可能エネルギー関連施設の立地促進

- 大規模太陽光発電施設等の立地の推進は2050年カーボンニュートラルの実現のみならず、災害リスクや送電ロス等に対応した機能分散・機能補完型国土構造の構築にも寄与。
- 一方、スプロール的な立地拡大は適切でなく、土砂災害の防止、景観の保全等の必要性も総合的に衡量する必要。
- 改正温対法の促進区域への立地を進めるなど、市町村が事業者や地域住民等と連携し、ローカルSDGsと調和の取れた土地利用としていく必要があるのではないかな。



無秩序な立地による災害・景観悪化

出典：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第33回会合）資料 P71



事業適地への立地

出典：小田原市HP「地域にひとつ！エネルギープロジェクト！！」  
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/zerocarbon/action/p21146.html>

### 地域の生活・経済の持続性確保に向けた都市地域への計画的転換

- 地域内の低・未利用地については、先に述べた自然再生地への転換のみならず、災害高リスク地域からの移転地や地域の物流拠点など、地域生活及び地域経済の持続性を確保するための様々な利用が考えられる。
- このため、持続的低密度社会の実現に向けて、地域全体の土地利用を俯瞰し、多様な要素を総合的に衡量しつつ、新たな産業集積や、より安全・安心な市街地などを創出する都市的土地利用への計画的な転換についても、地域が自発的に取り組むことが重要ではないか。



大規模工場用地の整備

出典：鳥栖市HP「新産業集積エリア鳥栖」  
<https://www.city.tosu.lg.jp/site/tosugood/3105.html>

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (4) 地理的条件による災害リスクを踏まえた国土利用

#### ① 災害高リスク地域の居住人口の中長期的な低減

- ・ 現行の国土利用計画においては、災害リスクの高い地域に係る土地利用の適切な制限や、災害リスクの低い地域への要配慮者利用施設等の立地促進が記載されており、この取組の方向性自体は、今後も継続していく必要があると考えられる。
- ・ 加えて、人口減少が急激に進行し、既存インフラの維持・保全管理がより困難となっていく中、より多くの方がより災害リスクの低い土地に居住し生活することが重要ではないか。
- ・ 一方、都市部、地方部を通じて、近隣に移転適地が存在しないなどの地域固有の事情も存在すると考えられることから、地理的条件により災害リスクが高いとされた地域の住民を一律に移転させることは適当でなく、居住人口の低減には中長期的に取り組んでいく必要があると考えられる。
- ・ 例えば、地域ごとに居住地の地理的条件、近隣の低リスクの低・未利用地の賦存状況、住民の社会経済活動の継続性、コンパクト＋ネットワークのまちづくり等の要素を総合的に衡量して災害レッドゾーンの指定・見直し等を行うとともに、それに沿った形で必要な防災インフラの維持・保全管理や開発規制など、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を講じ、その効果を人口動態等により中長期的に評価し、改善を図ることが考えられるのではないか。

#### ② 市町村の計画的な防災・減災対策への助言等

- ・ これらの防災・減災対策は、主に市町村が立地適正化計画に定める防災指針や事前復興計画、市町村管理構想等によって計画的に進めることが期待されるが、流域治水などを通じて広域調整の観点から都道府県が関与することも望まれるほか、国としても、諸計画の策定・変更等がより効率的・効果的、かつ相互に連携が図られたものとなるよう、国土情報等を活用した助言も積極的に行うこととしてはどうか。

## 5 将来に向けた国土利用の新たな方向性

### (5) 危機への備えを最優先とする国土利用

#### ① 大規模災害の切迫性

- ・ 国土利用の全体最適を図るに当たって衡量すべき要素として、これまで、市街地の活性化、都市環境の改善、食料の安定供給、水源涵養、自然環境の保全再生、再生可能資源の循環的な利活用などの多様な要素が国土利用計画において掲げられてきた。
- ・ 一方、南海トラフ地震、首都直下地震等においては、首都圏をはじめ、太平洋側の人口・産業の集積地域に甚大な被害が想定されており、今後は、国土利用の面からも、これらの大規模災害に対応していくことが重要。

#### ② 国民生活及び国民経済の危機への備え

- ・ 翻って考えれば、国民生活及び国民経済に深刻な影響を及ぼす大規模な被害が想定される場合は、そのような危機への備えに資する国土利用が、利益衡量の最重要要素として考慮されるべきではないか。
- ・ 現行の国土利用計画においても、「経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップ」などが盛り込まれているが、そのための国土利用を優先するとまではされていない。
- ・ 例えば、国土形成計画の議論を踏まえた大規模災害対応の観点からは、国民生活及び国民経済に重要な役割を果たす機能の補完・分散が優先される国土利用の方向性を示してはどうか。
- ・ さらに言えば、我が国の安全保障環境が急速に厳しさを増す中、外国資本による防衛関連施設周辺地や水源地の取得など、非軍事的な手法による国土・国民への深刻な脅威を抑止する観点から、国土の不適正な利用の未然防止に向けて、重要土地等調査法の5年見直しなど必要な制度の整備も含めて、各界各層で議論を深めるべきではないか。